

## 平成29年度4月採用の栄村臨時職員募集要項

平成29年4月採用の栄村臨時職員を募集します。

- 1 職 種 一般事務
- 2 募集人員 若干名
- 3 勤務場所 栄村役場及び役場出先機関
- 4 資 格 等

(1) 国籍、年齢、住所等

資格要件	内 容
国 籍	日本国籍を有する者
資 格 要件等	① 平成29年4月1日現在、18歳以上60歳未満の者 ② 心身とも健康で、かつ普通自動車運転免許を有する者 ③ パソコン操作ができる者

(2) 次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしても受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ③ 栄村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年経過しない者
  - ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 雇用期間 平成29年4月1日から6ヵ月間（※6ヵ月単位の雇用契約）
  - 6 賃 金 等 栄村臨時職員雇用要綱により別途定めた額(月額151,600円～)
  - 7 勤務条件
    - ① 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例、同規則及び栄村職員服務規程に準ずるものとする。
    - ② 社会保険、雇用保険加入。

## 8 募集期間及び申込み方法

平成29年2月13日（月）から平成29年2月28日（火）までに、栄村役場及び秋山支所の窓口で配布する募集要項の「採用申込書」を総務課行政係あて提出する。

受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は、29年2月28日必着で受付します。

## 9 試験及び合格発表

(1) 採用試験は、次のとおり行います。なお、試験日時など詳しいことについては、申込者に別途通知します。

①試験内容 面接による口述試験

②試験時期 3月上旬

③試験会場 栄村役場

(2) 採用可否の通知発送は3月中旬の予定です。

## 10 その他

(1) 提出した書類等については、返却いたしません。

(2) 不明な点がありましたら、下記へ問い合わせてください。

<問い合わせ先> 〒389-2792 長野県下水内郡栄村大字北信 3433 番地

栄村役場 総務課 行政係

電話 0269-87-3112 内線 122 FAX 0269-87-3083

メールアドレス [gyousei@vill.sakae.nagano.jp](mailto:gyousei@vill.sakae.nagano.jp)